

「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>早く、厚生年金と共済年金の一元化をお願いしたいと思います。</p> <p>厚生年金基金の解散を命じるのに、自分たちの年金は確保しておきたいなどというわがままは許しません。</p>	<p>共済年金は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 27 年 10 月から厚生年金に統一されることとされています。</p>
<p>恩給制度は事業主である地方公共団体と本人の負担割合が異なっていたが、それは制度としてそのようになっていたもので受給者本人の責任によるものではない。</p> <p>恩給期間を有している年金受給者は全て高齢です。</p> <p>受給者個人の責任がない中、反論し是正される要素がない状態で年金額を削減することはあまりにも横暴な論理でならないでしょうか？</p> <p>削減を行うべきでないと考えます。</p>	<p>御意見として賜ります。</p>